



## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

● 証明日は、令和5年1月1日です。

● 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

### ● 再発行について

再発行をご希望の方は、  
『ねんきん加入者ダイヤル TEL : 0570-003-004 (ナビダイヤル)』までご連絡ください。

050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6630-2525

<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

\* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用できません。

\* ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合、  
全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合、通常の通話料金がかかります。

\* 「03-6630-2525」の番号におかけになる場合、  
通常の通話料金がかかります。

● ご家族の保険料も控除の対象です。

生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

● 申告の際は納付を証明する書類が必要です。

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合、申告書の提出の際に、保険料を納付したことを証明する書類(本証明書または領収証書)の添付等が義務付けられています。

● 電子データの控除証明書でも確定申告できます。

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルからねんきんネットにログインして控除証明書の電子送付の登録をすると、マイナポータルで控除証明書の電子データを受け取ることができます。受け取った電子データを利用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書の該当項目に自動入力し、令和4年分の確定申告をすることができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

([https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu\\_kojin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html))

二次元  
コード

### ● 前納した国民年金保険料の社会保険料控除

前納により納付した国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下のどちらかを選択していただくことになります。

#### (1) 全額を納付した年に控除(まとめて申告する場合)

本証明書の「令和4年中の納付済保険料額」に記載されている合計額が証明額となります。

申告の際には、この欄に金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。

#### (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除(3年分に分けて申告する場合)

各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次の例のように算出されます。

申告の際には、

各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。

(2)の方法で控除を受けた場合、(1)の方法に戻すことはできません。

また、令和5年に令和5年分と令和6年分をまとめて控除することもできません。

本証明書は、最大3年間使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

[ (2) の例 ] 各年分の保険料に相当する額を各年に控除する場合

控除対象額	例1 口座振替で24か月分(令和4年4月分から令和6年3月分) 381,530円を前納した場合	例2 納付書で17か月分(令和4年11月分から令和6年3月分) 273,970円を前納した場合
Ⓐ 令和4年	(令和4年4月から令和4年12月分までの9か月分) 381,530円×9か月/24か月=143,074円	(令和4年11月から令和4年12月分までの2か月分) 273,970円×2か月/17か月=32,232円
Ⓑ 令和5年	(令和5年1月から令和5年12月分までの12か月分) 381,530円×12か月/24か月=190,765円	(令和5年1月から令和5年12月分までの12か月分) 273,970円×12か月/17か月=193,391円
Ⓒ 令和6年	(令和6年1月から令和6年3月分までの3か月分) 381,530円 - Ⓐ - Ⓑ = 47,691円	(令和6年1月から令和6年3月分までの3か月分) 273,970円 - Ⓐ - Ⓑ = 48,347円

### [注意事項]

● 「①納付済額」は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに納付した保険料額です。

● 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。

● 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。  
・ 国民年金第1号被保険者ではない場合  
・ 令和5年3月または令和6年3月までの保険料を前納している場合  
・ 保険料の未納期間がある場合

など

### [注意事項]

● 「①納付済額」は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに納付した保険料額です。

● 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。

● 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。  
・ 国民年金第1号被保険者ではない場合  
・ 令和5年3月または令和6年3月までの保険料を前納している場合  
・ 保険料の未納期間がある場合

など

### [注意事項]

● 「①納付済額」は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに納付した保険料額です。

● 「②見込額」は、引き続き年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。

● 以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。  
・ 国民年金第1号被保険者ではない場合  
・ 令和5年3月または令和6年3月までの保険料を前納している場合  
・ 保険料の未納期間がある場合

など